令和５年度
施 策 の 概 要

※ 地域活動や日常生活に関連する施策を抽出して掲載しています。

新見市

行政地区総代（代表者）へお願いする業務

① 行政の連絡調整に関すること

市報・広報誌など各世帯に配付いただく文書と、回覧文書がありますので、到着後は早めに配付いただきますようお願いします。

ー令和５年度「市報にいみ」発送日ー

４月号 … 令和５年４月３日（月）※

５月号 … 令和５年５月１日（月）

６月号 … 令和５年６月１日（木）

７月号 … 令和５年７月３日（月）※

８月号 … 令和５年８月１日（火）

９月号 … 令和５年９月１日（金）

１０月号…令和５年１０月２日（月）※

１１月号…令和５年１１月１日（水）

１２月号…令和５年１２月１日（金）

１月号 … 令和５年１２月２８日（木）※

２月号 … 令和６年２月１日（木）

３月号 … 令和６年３月１日（金）

※ 通常毎月１日に発送しますが、**４月号、７月号、１０月号、１月号**は発送日が異なりますのでご注意ください。

②地区住民の福祉増進に関すること

火災予防・交通安全・防犯活動、体育行事などにご協力ください。

③社会福祉事業に関すること

共同募金、ボランティア活動などにご協力ください。

④行政地区の活性化などに関すること

その他、市からの各種照会や報告などにご協力ください。

【 目次 】

・市長施政方針　・・・・・・・・・・　Ｐ　１～Ｐ　７

・市からのお知らせ

総 務 部　・・・・・・・・・・・・　Ｐ　８～Ｐ１７
総　　務　　課 …「自主防災組織の設立・活動支援」など
総 合 政 策 課 …「地域の集会に使用する公会堂施設整備費補助金」など
移住・定住推進課 …「空き家情報」など
税　　務　　課 …「軽自動車の納税証明書の取扱い」など
情 報 政 策 課 …「告知放送機器」など

福 祉 部　・・・・・・・・・・・・　Ｐ１８～Ｐ２５
市　　民　　課 …「国保・後期高齢者人間ドック」など
環　　境　　課 …「蜂の巣駆除費補助金」など
交 通 対 策 課 …「防犯灯設置事業補助金」など
福　　祉　　課 …「敬老会補助金」など
健 康 医 療 課 …「新型コロナワクチン接種」など
子 育 て 支 援 課 …「子育て親子交流事業補助金」など

産 業 部　・・・・・・・・・・・・　Ｐ２６～Ｐ２８
農業畜産振興課 …「日本型直接支払交付金事業」など
農業委員会事務局 …「農地の移動について」
商 工 観 光 課 …「新見市オリジナルＩＣＯＣＡ」など

建 設 部　・・・・・・・・・・・・　Ｐ２９～Ｐ３２
建　　設　　課 …「道路愛護会について」
上　水　道　課 …「水道料金の改定」など
下　水　道　課 …「下水道使用料の改定」など

教 育 部　・・・・・・・・・・・・　Ｐ３３～Ｐ３４
生 涯 学 習 課 …「学校支援ボランティア」など

消防本部　・・・・・・・・・・・・　Ｐ３５～Ｐ３７
総　　務　　課 …「消火栓用消火器具の整備に対する補助金」など
予　　防　　課 …「住宅用火災警報器の設置」など
警　　防　　課 …「救急講習」など

出 納 室　・・・・・・・・・・・・　Ｐ３８
「市税などのコンビニ納付・スマホ決済の開始について」

市　長　施　政　方　針

令和５年度を迎えるにあたり、今後の市政に臨む私の所信の一端を申し述べさせていただき、市民の皆様のご理解と、より一層のご協力をお願い申し上げるものであります。

新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵攻、これらに起因する物価高騰や急激な為替相場の変動、また気候変動がもたらす豪雨等の災害が各地で頻発し、激甚化するなど、我が国を取り巻く環境は急激に変化しています。こうした変化の中でも、とりわけ物価高騰が市民生活に与える影響は大きく、経済状況は日々厳しさを増しています。本市におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食料品や電気・ガス料金等を含む物価高騰に直面しているところであり、様々な対策を講じてまいりました。

物価高騰に対する生活支援を行うため、昨年度、全市民を対象として配布したオリジナルＩＣＯＣＡを活用し、お一人合計１１，０００円分のポイントを付与いたしました。

また、交通、運送、医療、介護、福祉等の事業者に対し、燃料や光熱費に係る負担を軽減するための支援金を支給したほか、農業生産者に対しましても、肥料高騰対策等の支援を行ってきたところであります。今後も経済情勢等を注視しながら、市民生活を守るための必要な措置を講じてまいります。

私は市長就任時から、「ヒト・モノ・カネ」の流れを変える必要があると申し上げてまいりましたが、現下の状況を目にした時、その思いを一層強くしているところであります。

これまで、第一次産業の所得増加と競争力強化を図るため、国内初となる鮮度保持機能を備えたぶどう選果機の導入に対する支援をはじめ、新たな圃場の整備や、担い手の確保、千屋牛の増頭や品質向上等に取り組んでまいりました。また市内経済の活性化策として、ＪＲ西日本と連携してＩＣＯＣＡを活用した地域活性化プロジェクトに取り組み、市内消費を拡大させ、事業者の売上げを増やすことにより、持続可能な地域経済の構築を進めてきたところであります。

さらに、人口減少対策の司令塔となる移住・定住推進課や脱炭素などの環境施策を進める環境課を新設するなど、推進体制の強化を図るため大胆な組織改革も行ってきたところであり、こうした取組の成果が少しずつ見え始めていると感じております。令和５年度はこれまで取り組んできた施策の成果をさらに深化、確実なものにするべく、次の３本の柱を立て、市政運営を展開してまいります。

一つ目の柱は「移住・定住の推進」、二つ目の柱は「稼げる地場産業の振興」、三つ目の柱は「脱炭素社会の実現」であります。

まず、「移住・定住の推進」についてであります。

人口減少に歯止めをかけるためには、結婚、出産、子育ての希望を実現できるまちにしていく必要があります。

国等の調査によりますと、結婚を希望する独身者の多くは、適当な相手に巡り会わないことを未婚の理由として挙げていることから、本市ではこれまで、カップリングパーティーの開催をはじめとした、結婚を希望する独身者を応援する取組を充実させてまいりました。しかしながら近年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の中止や規模縮小を余儀なくされました。このため、令和３年度オンラインでお見合い等ができる取組を実施したところ、登録された１３名のうち、令和５年１月末時点で６名が成婚するなど、大きな成果を上げていることから、令和５年度からオンライン縁結びサポート事業として実施してまいります。

またパートナーがいる場合でも、結婚や出産に踏み切れない理由として、経済的理由を挙げる人が多いことから、新婚世帯に対して、結婚に伴う住宅取得費用または賃借費用等を支援することにより、結婚の後押しや定住対策を進めてまいります。

出産、子育て支援といたしましては、市独自の子育て支援金に加え、新たに国の出産・子育て応援交付金を活用し、子ども一人あたり最大２０万円を支給するほか、１８歳までの子育て支援医療費給付事業を引き続き実施し、経済的な負担を軽減してまいります。

こうした取組に加え、多様化する保育需要へ的確に対応し、保育サービスをさらに充実させていくことも重要であります。

令和５年度には、哲多認定こども園を開園するとともに、新見中央認定こども園内に満３歳児クラスを新設いたします。今後も、環境の整備に努め、ゆとりある子育てができ、子どもが健やかに育つまちの実現を目指してまいります。

保育サービスの充実に加え、魅力ある学校教育の充実にも力を入れているところでありますが、義務教育段階といたしましては、令和５年度も引き続き、知・徳・体のバランスの取れた教育活動を推進してまいります。

本年度、論理的思考力を養うドローンを活用したプログラミング教育、規範意識や思いやりの心を醸成するための論語教育、むし歯予防と健康習慣の向上を目的としたフッ化物洗口事業を市内モデル校において導入いたしましたが、令和５年度はその成果を全市へ拡大してまいります。また、大佐中学校区で導入を検討しております本市初の施設一体型小中一貫校につきましては、基本構想の策定を進めてまいります。

高等学校につきましては、学校連携コーディネーターを中心に、引き続き市内高校の魅力発信を支援してまいります。

移住支援策といたしましては、ＩＪＵターン就職支援事業など、様々な施策に取り組んでおりますが、昨今の傾向として、従来の転職を伴う移住ではなく、転職なき移住が増加しつつあることから、都市部にも地方にも拠点を持ちたい多拠点居住者向け施策として、ワーケーションや大都市圏企業のサテライトオフィス誘致に取り組んでまいります。まずは誘致戦略を検討し、将来的には地元雇用と新たなビジネスの創出にもつなげることで、若者の人口流出抑制、移住者の増加を図ってまいります。

住み続けられるまちをつくるためには、公共交通の維持確保は非常に重要な課題であります。人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響等で、公共交通の利用者は減少傾向にあり、今後こうした状況が続けば、公共交通網の維持存続が困難になることから、住民の移動ニーズを踏まえつつ、需給バランスの取れた効率的かつ効果的な公共交通サービスが求められます。

現在策定中の「新見市地域公共交通計画」に基づき、予約型乗合タクシーの導入をさらに推進するなど、地域に適した使いやすい交通体系を構築してまいります。運転免許証を所持されていない７５歳以上の高齢の方や障がいをお持ちの方につきましては、タクシー料金の助成を行うことにより、移動手段の確保に努めてまいります。

鉄道につきましては、ＪＲ伯備線、芸備線、姫新線を将来にわたって維持していくため、引き続き官民連携により利用促進に取り組んでまいります。令和５年度は、市民団体等から利用促進に係る事業を提案していただく公募型鉄道利用促進事業や小中学校の校外学習等で公共交通機関を利用した場合に運賃の一部を助成する事業など、新たな取組も加え利用促進に努めてまいります。

将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくためには、市の玄関口である新見駅周辺を核とした、都市機能の充実やにぎわい創出が必要不可欠であります。

昨年度は、ワークショップやアンケートなどにより、多くの市民の皆様の意見を取り入れた「新見駅周辺まちづくり基本構想」を策定いたしました。本構想の具体化に向け、官民の幅広い関係者がまちの将来像をしっかり共有するとともに、「新見駅周辺まちづくりプラットフォーム」を構築し、各種施策の実現に取り組んでまいります。

次に「稼げる地場産業の振興」についてであります。

稼ぐ力をつける、つまり高付加価値化を実現させていくためには、ＡＩやＩｏＴなどのデジタル技術を活用し、作業の効率化等も含めた事業展開が必要であります。

令和５年度、農業の分野では、新たにリモコン式草刈機、自走式噴霧器、空中散布用ドローンといった機材等の購入費やドローン操作に必要な資格取得費の一部を助成することにより、スマート農業を推進し、意欲ある担い手の経営拡大を支援すると同時に、作業負担を軽減させることで、継続的な営農も支援してまいります。

有害鳥獣による農作物への被害は、依然として続いていることから、被害の低減を図るため、囲いわなにＩＣＴ技術を活用した遠隔管理システムなどを導入することにより、効果的な捕獲体制の整備に努めてまいります。

林業の分野につきましては、森林所有者の高齢化や山への関心の薄れなどにより、境界が不明確な森林が多数存在していることから、森林境界をはじめ必要な森林情報をデジタル化し、一元的に管理する仕組みを構築することで、森林整備の推進、持続可能な林業の実現を進めてまいります。あわせて森林環境譲与税を有効活用し、皆伐後の植林の促進、高性能林業機械の導入など、各種補助事業による支援を継続的に行ってまいります。

昨年度、国、県、市内の林業関係団体と「未来へつなぐ新見の林業会議」を設立いたしました。策定された「新見市森林ビジョン」を基に、市内林業関係者一丸となって、「伐って、使って、植えて、育てる」の森林資源循環サイクルを確立し、林業の成長産業化を図ってまいります。

畜産業の分野につきましては、昨年度「新見市千屋牛増頭奨励金交付要綱」を見直し、新たに自家保留牛も対象に加えるなど、生産者を支援しております。令和５年度には、これに加えて千屋牛の積極的な増頭を図るため、大規模な増頭に対し、牛舎・堆肥舎等の施設整備や草地刈取用機械等の導入を支援してまいります。また、粗飼料の収穫、保管に必要な機械設備の導入を支援し、自給飼料の生産拡大により畜産経営の安定化を図ってまいります。

本市の基幹産業であります石灰業をはじめとする鉱工業は、市内の雇用と経済を支えており、地域経済の牽引役を担っております。

昨年度、ＷＥＢ版の企業ガイド「ニイミノシゴト」を作成し、市内事業者の企業ＰＲを支援しているところでありますが、今後もこうした取組を継続的に行うとともに、ふるさとキャリア教育なども通して、地場産業の魅力発信・雇用確保に努めてまいります。

市内経済の活性化策といたしましては、令和３年度から開始したＩＣＯＣＡを活用した地域活性化プロジェクトで築いたキャッシュレス決済及び本市独自の地域ポイント「にーみんポイント」を付与する仕組みを基軸に各種事業を展開してまいります。市民の皆様にＩＣＯＣＡを積極的に利用していただき、地域内で資金が循環するよう、令和５年度は現金チャージされた場合に、にーみんポイントを付与することで、利用をさらに促してまいりたいと考えております。

また、芸備線・姫新線を利用された方に利用額の一部をにーみんポイントで還元する事業に取り組むなど、今後は行政が行う事業等におきましても、ＩＣＯＣＡを積極的に活用してまいります。さらに、市街地循環バス（ら・くるっと）にＩＣＯＣＡで決済で

きる環境を整えるなど、利便性の向上にも取り組んでまいります。地域経済の活性化を図るため、市民の皆様には、ＩＣＯＣＡを積極的にご利用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

ふるさと納税につきましては、大都市圏での広報、ポータルサイトの追加、返礼品の拡充に取り組んでまいりました。

結果として、令和５年１月末時点の寄附金額は９，４０３万円で過去最高額となり、目標に掲げた１億円を達成する見込みであります。引き続き、寄附金額の増加を目指して、地域の特産品や本市の魅力を全国にアピールするとともに、魅力ある返礼品の充実にも取り組んでまいります。

最後に「脱炭素社会の実現」についてであります。

近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響が顕在化しており、記録的な猛暑や豪雨による自然災害が各地で頻発しています。国は２０５０年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。本市におきましても、令和３年度にゼロカーボンシティ宣言を行ったところであります。気候変動問題を自分ごととして捉え、行動していくことが重要であり、本市におきましても、将来の世代が安心して暮らせる、持続可能な社会の実現に向け、全市的な取組を進めていかなければなりません。そこで令和５年度においては、脱炭素社会の実現に向けた各種施策を積極的に展開してまいります。

令和４年３月に株式会社ガットと「ゼロカーボンの実現に向けた連携協定」を締結し、公共施設への太陽光発電システムの導入を検討し調整してまいりましたが、本年３月から新見市学校給食センター及び新見南認定こども園において、ＰＰＡモデルを活用した太陽光発電による電力供給が始まりました。ＰＰＡモデルは事業者が設備の所有者になるため、本市は資産を保有することなく、また初期費用も不要なことから、今後他の公共施設でも導入を検討してまいります。

地域の脱炭素化には、市民の皆様や企業とともに、地域ぐるみで取組を進めていく必要があります。市民の皆様に対しましては、太陽光発電や蓄電池等住宅用設備の導入支援を行う住まいの脱炭素促進事業に加え、新たに自家用電気自動車の購入費を助成してまいります。企業向けの施策といたしましては、普及啓発を目的とした講演会を開催するとともに、国、県、岡山大学、地域金融機関等で構成される「地域脱炭素創生岡山コンソーシアム」と連携した相談支援体制の構築により、脱炭素に取り組む企業を後押ししてまいります。

令和５年度には、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための「新見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー促

進等の取組をさらに進めてまいります。

これまで３本の柱に基づいた施策についてご説明申し上げましたが、どれだけ魅力的な施策を企画・実施しても、市民の皆様をはじめ、都市部等市外の方にも必要な情報が届かなければ意味がありません。しかしながら、現代社会においては膨大な情報があふれており、一時の話題が届くことさえも非常に難しくなっています。さらに、各自治体においては、様々な情報発信の手段を用いて、観光やふるさと納税などの広報に力を入れており、自治体間の競争は激化しています。情報発信のあり方を工夫し、差別化しなければならないと考えており、令和５年度は全庁あげてシティプロモーション事業に取り組んでまいります。

シティプロモーションを実施するにあたっては、本市への関心度を３層に分け、ステージに応じた施策を実施してまいります。

まず、潜在層、新見市を知らない方につきましては、全国的に知名度のある有名人等を起用し、雑誌や動画等を制作して広報することにより、まずは本市に目を向けてもらうきっかけをつくってまいります。

次に関心層、地方に興味を持っている方につきましては、こうしたユーザーが多数登録している民間サイトなどを活用することで、ターゲットを絞った情報発信を行ってまいります。

最後にコアファン層、すでに新見市のことが大好きで、ファンになっていただいている方につきましては、こうした方々が感じている魅力を明確にし、その魅力に特化した施策を実施することにより、ファン層を拡げることで、関係人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

市民の皆様に対しましては、新たな情報伝達手段として、告知放送機器による音声放送に加え、スマートフォンアプリによる音声や文字での配信サービスを開始いたします。このアプリの活用により、災害時、屋内・屋外、市内・市外などの条件にかかわらず、リアルタイムで情報取得ができるほか、市報などの市からのお知らせも閲覧できるため、市民の皆様の利便性向上につながるものと考えております。

また、「第３次新見市総合計画」に掲げた各施策につきましても、着実に前へと進めてまいります。

令和５年度には、防災機能の強化を図るため、新たな防災拠点となる市役所本庁舎附属棟の建築工事に着手いたします。この附属棟は、災害対策本部会議室や自衛隊、県、他市町村から派遣される職員を受け入れる会議室、食糧や資機材の備蓄倉庫等を備えた施設であり、令和６年度中の完成を目指してまいります。

また、将来に向けた持続可能な消防体制を構築するため、新消防庁舎整備事業を進め

てまいりましたが、用地取得を終え、基本・実施設計も完了したことから、建設工事に着手してまいります。

先般、国はデジタルの力を活用して地方創生を加速化させ、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指して、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。本市におきましても令和３年度、「新見市ＤＸ推進方針」を策定し、誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、ＤＸを積極的に推進しているところであります。主なＤＸ関連事業につきましては、３本の柱に沿った施策説明の中で申し上げましたが、その他にも、令和５年度から、市税や上下水道料金等の公共料金のコンビニ納付やスマホ決済を開始するほか、各種行政手続のオンライン化などを進めることで、市民の皆様に、よりスピーディーで利便性の高い行政サービスを提供してまいります。また市の業務におきましても、ペーパーレス会議システムや県内他市町村間との情報共有が可能となるチャットツールなどを導入することにより、庁内ＤＸに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、令和５年度の主要な施策につきまして説明申し上げましたが、これらの各施策の達成を通じて、「ヒト・モノ・カネ」の流れを変え、「第３次新見市総合計画」の将来像に掲げた「人と地域が輝き　未来につながる　源流共生のまち・にいみ」の実現を目指してまいります。

本市の総人口は、今後も減少していくことが予想されています。人口減少等により歳入が減少する一方で、公共施設の老朽化による維持管理経費や社会保障費の増加が見込まれており、将来にわたって安定した行財政運営を継続しながら、まちづくりを進めていくためには、強い決意を持って不断の行財政改革に取り組んでいかなければなりません。現在、策定を進めております「新見市行財政改革大綱」に基づき、行政のあり方を絶えず見直しながら、市民満足度の高い行政運営と安定した財政基盤の確立に努めてまいります。

冒頭申し上げましたように、我が国を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、私たちは将来の予測が困難な時代を生きています。こうした時代を生き抜き、将来にわたって持続可能な新見市を築いていくためには、大局的観点から、未来のために今できる最善の努力を、着実に積み重ねていかなければなりません。

今後も様々な課題に的確に対応し、市民の皆様が将来にわたって夢と希望を持ち、日々生きがいを感じ、住んでいて良かったと実感していただけるまちを目指して、最後の「１㎜」まで粘り強く、攻め抜く姿勢で市政運営に取り組んでまいります。

市民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げて、私の施政方針といたします。

市からのお知らせ

総務部

●総務課

1　自主防災組織の設立・活動支援などについて

自主防災組織は、地域で自主的に設立する防災組織です。平時には防災訓練や危険箇所の確認・点検などを行い、災害発生時などいざというときには、避難の声かけや避難支援、避難所の運営などを行います。

市では、災害に強いまちづくりを進めるため、自主防災組織の設立や防災訓練などの活動を支援しています。

自主防災組織の設立を検討されている地域には、職員が出向いて説明を行いますので、お気軽にご相談ください。

自主防災組織を設立された場合、防災訓練の実施に要した経費や防災資機材の購入費用を補助しています。補助金を活用して、お住まいの地域の実情にあわせた防災訓練を行い、地域ぐるみで災害に備えてください。

また、地域における防災活動のリーダーとなる人材を育成するため、「防災士」の資格取得に必要な経費を補助しています。ぜひ、防災士となって地域防災力の向上にご協力ください。

補助金名	対象者	対象事業	補助金額
新見市自主防災組織支援事業補助金 ※毎年度申請可能	新見市自主防災組織設置要綱に基づき設立した自主防災組織	防災訓練の実施	防災訓練の実施に要する経費の全額 ※上限額：５００円×加入世帯数または２０万円のいずれか低い額 ※防災資機材整備に要する経費を除く。
		防災資機材の整備	防災訓練で使用する防災資機材の購入費用の総額に５分の４を乗じた額 ※上限額：２，０００円×加入世帯数または４０万円のいずれか低い額
新見市防災士育成事業補助金	市内に住所を有し資格取得後に地域で防災リーダーとしての活躍が見込まれる方	防災士資格の取得	資格取得に必要な研修講座受講料、試験受験料及び資格認証登録料の全額 ※上限額：６１，９００円（～R5.5.31） ６３，８００円（R5.6.1～） ※申請年度内に要資格取得 ※消防団員（分団長以上）の方などは、試験免除などの特例があります。

問い合わせ先：総務課危機管理室（電話７２－６２０５）

2　土と土のう袋の提供について

事前の浸水対策用として、土と土のう袋を提供します。大雨が予想される場合には、あらかじめ、各自で早めに土のうの準備と設置をお願いします。

〇提供場所　　下水道課（正田３３０－６２）及び各支局
〇提供日時　　平日の８時３０分から１７時まで
〇提供方法　　受付後、土のう袋を１世帯あたり２０袋までお渡ししますので、ご自身で土のうを作成してお持ち帰りください。

※土のうは各自で保管してください。
※使わなくなった土のうは各自で処分をお願いします。
※大雨が予測される場合は、休日でも提供します。その際には、告知放送や市ホームページなどでお知らせします。

問い合わせ先：総務課危機管理室（電話７２－６２０５）

３　各種相談について

専門の相談員が様々な悩みやトラブルなどの相談に応じ、場合によっては問題解決に必要な支援なども行います。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

なお、市では毎月、特設相談所を開設していますので、相談日時や場所などは毎月の市報「今月の相談窓口」をご覧ください。

相談員	主な相談内容	事前予約
人権擁護委員	人権に関する悩みごと	不要
行政相談委員	行政サービス・手続	不要
民生委員・児童委員	心配ごと	不要
母子・父子自立支援員	ひとり親家庭、寡婦など	不要
家庭児童相談員	子どもや家庭に関する相談	不要
交通事故相談員	交通事故	不要
消費生活専門相談員	悪質商法や消費者トラブルなど	不要
司法書士	登記など	不要
弁護士	法律問題全般	要 ※

※弁護士相談の予約先は、新見市社会福祉協議会（電話７２－７３０６）です。

問い合わせ先：総務課総務係（電話７２－６２０４）

４　岡山弁護士会による法律相談センターの開設について

岡山弁護士会が、法律相談センターを開設していますのでご利用ください。相談は、事前に岡山弁護士会への予約が必要で、原則有料です。

なお、市内在住の方には、年度につき１回のみ無料となる相談券（なくなり次第終了）を総務課にて交付していますので、ご利用ください。

〇日時・場所
毎週月曜日１３：１０から１６：２０まで（祝日・年末年始を除く）
市役所南庁舎

〇事前予約先
岡山弁護士会（電話０８６－２３４－５８８８）

〇無料相談券（年度につき１回のみ）
総務課総務係にて交付（岡山弁護士会へ予約後に申請をしてください）

問い合わせ先：総務課総務係（電話７２－６２０４）

●総合政策課

1　地域運営組織の設立による小規模多機能自治の推進について

地域の課題を地域で共有し、解決を図りながら活性化に取り組む「小規模多機能自治」を推進するため、取組の中心となる「地域運営組織」の設立を進めています。このため、地域と行政とのパイプ役となる「地域担当職員」を配置し、各地域での意見交換会を通じて、地域運営組織の設立に向けた機運づくりや地域の「将来計画」の策定支援などに取り組んでいます。

また、地域の将来計画の実現に向けた取組に活用できる「小規模多機能自治一括交付金」制度や、収益を得ながら課題解決を図る取組に活用できる「自立促進交付金」制度を設け、地域運営組織の活動を支援しています。

詳しくは、総合政策課へお問い合わせください。

問い合わせ先：総合政策課協働推進係（電話７２－６１４３）

2　地域の集会に使用する公会堂施設整備費補助金について

地域の集会所整備に対する補助金をご活用ください。なお、補助には要件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

〇対象事業

事業費が１０万円以上で、建物、安全施設（フェンス・外灯）、防犯上必要なもの及び集会所機能を果たすために必要最小限のものを整備する費用が対象で、植栽、剪定、花壇整備など外構工事は対象外となります。なお、補助金を受けた年度から５年以内は当該補助金が活用できません（上下水道接続工事、耐震診断・補強計画作成・耐震改修工事、災害復旧工事は除く）ので、ご注意ください。

※空調機器の設置については、総合政策課へご相談ください。

〇補助金額

施設整備費の１／２以内（整備・施設の種類により下記金額が上限）

整備の種類	施設の種類	補助上限額
新築	利用戸数１００戸以上のもの	５００万円
	利用戸数５０戸以上のもの	４００万円
	利用戸数２５戸以上のもの	３００万円
	利用戸数１０戸以上のもの	２１５万円
	利用戸数１０戸未満で特に市長が認めたもの	１７５万円
増築・改築・移転・耐震改修	利用戸数が小学校学区、大字単位等の規模のもの	２６０万円
	上記以外のもの	１００万円
修繕・模様替え・上下水道接続	利用戸数が小学校学区、大字単位等の規模のもの	１６０万円
	上記以外のもの	６０万円
耐震診断・補強計画作成		３０万円

問い合わせ先：総合政策課協働推進係（電話７２－６１４３）

3　地域づくり推進事業補助金について

地域活動に対する補助金をご活用ください。申請は事業の実施前に行う必要があり

ますので、活用を検討される場合は必ず事前に総合政策課へご相談ください。

〇補助金名

新見市地域づくり推進事業補助金

〇対象団体

活動拠点が市内にある次の団体（地域運営組織を除く）を対象とします。

●地域住民が参画する組織で、規約などを定めて活動する団体

●交流イベントなどを実施する団体、実行委員会などの任意組織

〇対象事業

補助対象事業費が１事業あたり３万円以上の事業が対象です。複数事業をまとめて申請することも可能ですが、同一団体からの申請は年度内に１回限りです。

※コミュニティビジネス事業は別途の申請が可能です。

補助対象となる事業	補助対象とならない事業
〇地域や市の特色を活かした交流・活性化につながる事業 〇市外からの移住希望者などを受け入れるための体制づくり事業 〇美しい景観の維持や里山の保全などの自然環境の保護につながる事業 〇健康維持・増進につながる事業 〇地域の社会福祉につながる事業 〇地域の歴史・文化の保存継承事業 〇農業の担い手確保につながる事業 〇コミュニティビジネス事業　　など	〇他の補助金等を受ける事業 〇宗教や政治活動を目的とする事業 〇視察事業 〇営利目的の事業（コミュニティビジネス事業を除く） 〇公序良俗に反する事業 〇特定の人が利益を受ける事業（コミュニティビジネス事業を除く） 〇施設の整備・修繕事業 〇趣味のサークル団体などが行う発表会 など

〇対象経費

事業実施に直接必要となる経費が対象です。詳しくはお問い合わせください。

〇補助金額　　対象経費の２／３以内（千円未満切り捨て）

〇限 度 額　　２５万円（ただし、コミュニティビジネス事業は４５万円）

問い合わせ先：総合政策課協働推進係（電話７２－６１４３）

4　認可地縁団体について

行政地区・町内会などには法人格が与えられていなかったため、地域で維持管理する土地や建物（集会所）の登記は、代表者の個人名義や共有名義でしか登記が行えませんでした。そのため、代表者の変更や共有者の相続など、財産上の問題が地域での共同活動の妨げとなることがありましたが、地縁団体として市の認可を受ければ、認可地縁団体名義で不動産の登記等ができるようになりました。

これまでは、不動産の保有が認可の条件でしたが、不動産を保有せず、高齢者等への生活支援や地域の特産品開発などを行っている地縁による団体が増加していることから、認可の目的が「地域的な共同活動を円滑に行うこと」と改められ、不動産の保有有無に関わらず、認可地縁団体となることが可能になりました。

申請をお考えの場合は、事前に総合政策課へご相談ください。

問い合わせ先：総合政策課協働推進係（電話７２－６１４３）

５　地域共生推進センター棟について

新見公立大学内地域共生推進センター棟を、会議、研修会、講演会等でご利用ください。

●講堂（４００人収容が可能です。）
●控室（講堂で催し物を行う際の控室等でご利用ください。）
●ＩＣＴ教室（電子黒板を使った小規模（３０人程度）の会議等が可能です。）
●地域共生講義室（２０人、６０人、１２０人、２００人収容の部屋があります。）
●地域共生研究室（小規模（２０人程度）の会議等が可能です。）
●ミーティングルーム（小規模（１５人程度）の会議等が可能です。）
●コミュニケーションカフェ（パンやパスタ等を販売する売店が隣接しています。）
●談話室（最上階にあり市街地が一望できます。無料でご利用いただけます。）

〇使用料

基本使用料（１室１時間あたり）

講堂		２，５００円
控室		２００円
ＩＣＴ教室		５００円
地域共生講義室	２０人室	２００円
	６０人室	５００円
	１２０人室	１，０００円
	２００人室	１，５００円
地域共生研究室		２００円
ミーティングルーム		２００円

※施設の利用には事前の申込みが必要です。

加算使用料

入場料を徴収する場合	基本使用料の５０％
営利目的で使用する場合	基本使用料の５０％
開館時間外に使用する場合	基本使用料の１００％
冷暖房を使用する場合	基本使用料の５０％
新見市住民以外の方が使用する場合	基本使用料の５０％

〇利用申込先

新見公立大学地域共生推進センター（電話７２−０６３４）

〇開 館 時 間

１０：００～１８：００

〇休　館　日

●祝祭日、年末年始（１２月２８日～１月４日）
●館内整理期間

地域共生推進センター１階にある売店では、焼きたてのパンやパスタ等を販売しており、どなたでもご利用いただけます。営業時間は９：００～２１：００です（学生の授業がない期間は休業）。

問い合わせ先：新見公立大学地域共生推進センター（電話７２−０６３４）
総合政策課大学連携推進室（電話７２−６１４３）

6　新見市高等学校生徒通学費助成制度について

市内高校への通学定期券購入費に対し助成を行います。

〇目　的　　市内高等学校の存続と発展に資すること

〇対　象　　新見市内の高等学校への公共交通機関通学定期券購入費

〇助成額　　通学定期券金額の２分の１の額

ただし、鉄道を利用する場合は特急料金を除いた額

問い合わせ先：総合政策課大学連携推進室（電話７２−６１４３）

●移住・定住推進課

1　空き家情報の募集・空き家活用推進事業補助金について

本市へ移住したい方や市内で転居したい方などに空き家情報を提供する「空き家情報バンク」を運営しています。市内で、「売ってもよい・貸してもよい」という空き家の情報がありましたら、ご連絡ください。

また、空き家の利活用や移住・定住者の確保を目的として、移住・定住（希望）者に対して、次のとおり補助金を交付します。

項　目	条　件　等
補助対象者	〇定住するために転入する方又は転入後３年未満の方 ※条件により、移住希望者などへ空き家の賃貸などを行う空き家所有者も対象となることがあります。 〇市内在住者のうち、４０歳以下の方、または中学校を卒業するまでの子を養育している方 〇申請時に空き家の購入、賃貸などが決定している方 ※３親等内の親族間で行う空き家の売買や賃貸などの取引を除く。 【対象者や交付の条件をすべて満たすことが必要】
補助の種類	①購入補助 空き家の購入に必要な費用の一部を補助 ②改修補助 空き家の改修に必要な費用の一部を補助 ※対象事業費が３０万円以上で市内業者が改修工事を行うこと。 ③家財整理補助 空き家の家屋内に残された家財道具の処分に必要な費用の一部を補助 ※対象事業費が１０万円以上で市内の専門業者が処分を行うこと。

※この他にも条件があります。詳しくはお問い合わせください。

その他、移住・定住や空き家の活用に関する相談を随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先：移住・定住推進課定住対策係（電話７２－６１１４）

2　ＩＪＵターン就職奨励金について

市外に居住している方が本市に転入し、市内の事業所に就職する場合に、転居費用などを支援するための奨励金を交付します。

※住民票を異動していない大学生等であっても、市外の学校への在学及び市外へ居住していたことが確認できる場合は、対象となりますのでご相談ください。

項　目	条　件　等
補助対象者	○転入前に市外に１年以上居住し、かつ転入して１年未満の人 ○対象となる事業所に正社員として新たに雇用された人 ○雇用開始日から５年以上定住する意思を示した人
支給額	○交付対象者１世帯あたり　２０万円（１回限り） ※同一世帯に交付対象者が複数いる場合、２人目以降１人につき１０万円を加算（上限５０万円）
申請手続	○雇用開始の日から３か月以内に、新見市ＩＪＵターン就職奨励金交付申請書に次の書類を添付して申請してください。 【添付書類】 ①戸籍の附票等ＩＪＵターンしたことが確認できる書類 ②雇用証明書 ③誓約書 ④その他市長が必要と認める書類

問い合わせ先：移住・定住推進課定住対策係（電話７２－６１１４）

３　ふるさと定住支援金支給事業について

学校などの卒業を機に、市内または通勤可能な市外の事業所などへ就業し、市内に定住する新規学卒者などに、ふるさと定住支援金を支給します。詳しくはお問い合わせください。

項　目	条　件　等
補助対象者	○新見市に住所を有し、卒業(中退)の日から６か月以内に事業所等（自営業含む）に就業した新規学卒者等で、５年以上定住する意思を示した人 ○新見市ＩＪＵターン就職奨励金・就農奨励金等の支給対象でない人 ○生活保護の被保護者でない人 ○転勤その他の理由により転出する予定のない人 ○暴力団関係者でない人
支給額	○１人あたり　１０万円（１回限り）
支給方法	○現金（５万円）　及び にーみんポイント（５万ポイント）　又は 地域共通商品券（５万円分）で支給します
申請手続	○雇用開始の日から３か月以内に、新見市ふるさと定住支援金支給申請書に次の書類を添付して申請してください。 【添付書類】 ①卒業証明書または卒業証書等の写し（卒業の日がわかるもの） ②雇用証明書または雇用契約書など雇用開始日及び雇用が確認できる書類 ③誓約書 ④その他市長が必要と認める書類

問い合わせ先：移住・定住推進課定住対策係（電話７２－６１１４）

●税務課

1　軽自動車の納税証明書の取扱いについて

令和５年１月から、軽自動車検査協会において、軽自動車税の納付状況を電子的に確認できるようになったため、車検時の納税証明書の提示が原則不要になりました。

この取り扱いは、軽自動車検査協会で車検を受ける軽自動車（軽四輪・軽三輪・ボートトレーラー）のみが対象となるため、小型二輪については、引き続き車検時の納税証明書の提示が必要となります。

このため、令和５年度からは、振替納税をご利用いただいた方の納税証明書については、小型二輪を所有される方のみに送付しますのでご注意ください。

なお、軽自動車検査協会に納付情報が反映されるまで納付日から概ね１０日程度かかります。納付後すぐに車検を受けられる場合は、従来どおり納付書に付随している納税証明書（領収済みのもの）を使用いただくか、税務課、各支局・市民センター窓口で証明書の交付を受けてください。

問い合わせ先：税務課市民税係（電話７２－６１１７）

2　家屋の取壊しや土地の地目変更等の届出について

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（事業用資産）を所有している個人や法人に、毎年１月１日現在の状況により課税されます。

所有している土地や家屋の状況に変更があった場合には、税務課へ届け出てください。届出書は、市ホームページからダウンロードできるほか、税務課、各支局・市民センターに備えつけています。

〇届け出が必要な場合

- ●家屋を取り壊した場合
- ●家屋を新築・増築した場合
- ●未登記の家屋の名義を変更した場合
- ●土地の用途を変更した場合（新たに駐車場を造成するなど）

届け出が遅れると、一度に多くの固定資産税を納めることになったり、納めすぎた税金の還付が遅れたりすることがありますので、ご注意ください。

なお、農地を新たに造成する場合や他の用途に転用する場合には、事前に農業委員会へ届け出てください。

問い合わせ先：税務課資産税係（電話７２－６１１７）

3　市税のコンビニ納付・スマホ決済について

令和５年４月から、市税の納付がコンビニやスマホでできるようになりました。利用できるコンビニ、スマホ決済のアプリ等の詳細については、出納室のお知らせのページ（Ｐ３８）をご覧ください。

また、これまでどおり市役所（各支局・市民センター）や金融機関の窓口でも納付できます。今後とも期限内納付にご協力をお願いします。

問い合わせ先：税務課収税係（電話７２－６１１６）

4　市税の口座振替について

電気・電話料金と同様に、市税も下記の取扱金融機関の口座から振替納税できます。

窓口で納める手間が省けて納付忘れもありませんので、ぜひお申し込みください。
〇取扱金融機関
　備北信用金庫、中国銀行、トマト銀行、山陰合同銀行、ゆうちょ銀行（郵便局）晴れの国岡山農業協同組合
〇申込手続等
　預金口座のある上記の取扱金融機関でお申し込みください。申込手続きには、納税通知書、預金通帳、通帳届出印が必要です。なお、口座振替日は納期限の日になります。

問い合わせ先：税務課収税係（電話７２－６１１６）

5　納税等に係る公平性の確保について

　市税、介護保険料、保育料、上下水道料金などに滞納があった場合、新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例に基づき、新見市空き家活用推進事業補助金、林内作業道開設事業補助金、新見市結婚新生活支援事業補助金などの行政サービスが受けられない場合があります。
　これは市税などの納付に対する意識の高揚と公平性の確保を図ることを目的としたものです。
　市税などは、必ず納期限までにお支払いください。

問い合わせ先：税務課収税係（電話７２－６１１６）

●情報政策課

1　告知放送機器の修理などについて

　告知放送機器の不調、インターネット・ＩＰ電話の障害は、情報政策課又は下記のサポートセンターで受け付けています。随時お問い合わせください。
　また、告知放送機器の新規設置、リフォームなどに伴う移設・撤去については、工事に日数を要する場合がありますので、お早めにお問い合わせください。
〇連 絡 先　　ソフトバンク光シティサポートセンター
〇電話番号　　０１２０－９６４－７６１（フリーダイヤル）
〇受付時間　　１０：００～１８：００（年中無休）

問い合わせ先：情報政策課情報管理係（電話７２－３１５４）

2　ページング放送の利用申請について

　総代の方は、自宅電話・携帯電話から告知放送機器を通じて、地区内のご家庭へ連絡事項を一斉放送できる「ページング放送」が利用できます。
　新たに利用を希望される方は、お問い合わせください。

問い合わせ先：情報政策課情報管理係（電話７２－３１５４）

3　新見市公式ポータルサイトアプリ「新見まちナビ」のリニューアルについて

　市からの最新のイベント情報や防災情報について、スマホやタブレットからすばやく手軽に取得することができる「新見まちナビ」をリニューアルしました。
　これまでの情報に加え、告知放送でのお知らせ内容を文字と音声で配信するほか、

新たに、手続きがオンラインで完結できるデジタル申請機能を追加するなど、見やすく使いやすいアプリとなっています。

下記のＱＲコードからダウンロード（無料）のうえ、ご利用をお願いします。

詳しい内容は、市報にいみなどでお知らせします。

〇アプリのダウンロードはこちら　➡

App Store　　Google Play

※既に「新見まちナビ」を利用いただいていた方は、アプリ内の案内を確認のうえ、アプリの更新をお願いします。

問い合わせ先：情報政策課情報管理係（電話７２－３１５４）

福祉部

●市民課

1　国保・後期高齢者人間ドックについて

本市に住所を有する４０歳以上の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした人間ドックの費用助成をしています。

人間ドック費用の７割の助成があり、少ない自己負担額で全身の健康状態をしっかりチェックできます。自身の健康管理にお役立てください。

〇対 象 者　　申込日及び受診日に、国民健康保険被保険者又は後期高齢者医療制度の被保険者である者、かつ受診日において国民健康保険税の滞納がない世帯の方又は後期高齢者医療保険料の滞納がない方

〇申 込 先　　新見市指定の人間ドック医療機関に直接申込み

〇申込期間　　４月３日から５月３１日まで

〇実施期間　　６月１日から翌年１月３１日まで

※倉敷平成病院の費用助成は国保人間ドックのみです。

問い合わせ先：市民課国保年金係（電話７２－６１２３）

2　国保２０歳～４９歳の健康診査・特定健康診査無料化について

新見市国民健康保険被保険者で、２０歳から４９歳（令和６年３月３１日現在での年齢）の方を対象に、若い世代の健診を受ける習慣づくりや健康意識の向上を目的として、自己負担額を無料にしています。

自身の健康状態を確認すると共に、生活習慣病の早期発見、早期治療により重症化を予防し、健康な体を維持するためにもぜひご利用ください。

問い合わせ先：市民課国保年金係（電話７２－６１２３）

●環境課

1　粗大ごみ処理券の取扱販売所の拡充ついて

粗大ごみ処理券が市内全ての郵便局（簡易郵便局を除く）で購入できるようになりました。

なお、環境課、各支局・市民センターでも購入できます。

取扱郵便局	井倉、唐松、草間、正田、菅生、千屋、豊永、新見、新見足立、新見上市、新見熊谷、新見本町、刑部、田治部、神代、新郷、新砥、本郷、万歳、野馳、矢神

問い合わせ先：環境課衛生係（電話７２－６１２４）

2　各種補助金について

各種補助金などをご活用ください。詳しい内容はお問い合わせください。

補助金等名	対象経費	補助金等の額	申請時期
ごみ減量化協力団体報奨金		一般家庭から出る資源物（古新聞、アルミ缶など）をＰＴＡ、町内会などが回収した場合に１ｋｇ当たり５円	事　後 実施日の属する年度の３月３１日までに申請
環境衛生施設等整備事業補助金	行政地区などが使用する薬剤散布用動力噴霧器（１万円以上）の購入費	対象経費に３／１０を乗じた額	事　後 購入日から９０日以内か当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに申請
	行政地区などが概ね１０世帯以上で整備するごみ箱の設置・修理費	対象経費に１／２を乗じた額（上限５万円）	事前に相談を要する 購入日から９０日以内か当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに申請
住まいの脱炭素促進事業補助金	住宅用太陽光発電システム設置費（自家消費）	出力１ｋＷ当たり２万５千円（上限１０万円 ※同時に住宅用蓄電池、Ｖ２Ｈを設置の場合１ｋＷ当たり２万５千円の上乗せ	事　後 工事完了の日から９０日 以内か当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに申請
	住宅用蓄電池、Ｖ２Ｈ充放電設備設置費	対象経費に１／１０を乗じた額（上限１５万円）	
	電気自動車用普通充電器設置費	対象経費に１／５を乗じた額（上限５万円）	
暮らしの脱炭素促進事業補助金	電気自動車本体購入費	車両本体価格に１／１０を乗じた額(上限３０万円）	事　後 購入日から６０日以内か当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに申請
火災残さ処理費補助金	火災残さの取壊し及び処分に要する経費	対象経費に１／３を乗じた額（上限20万円）	事　後 被災後３ヶ月以内に申請
蜂の巣駆除費補助金	スズメバチの巣の駆除に要する費用	対象経費に１／２を乗じた額（上限１万円）	事　後 駆除した日から３０日以内か当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに申請

問い合わせ先：環境課環境政策係（電話７２－６１２４）
環 境 課 衛 生 係（電話７２－６１２４）

●交通対策課

1　各種補助金について

各種補助金などをご活用ください。詳しい内容はお問い合わせください。

補助金等名	対象経費	補助金等の額	申請時期
防犯灯設置事業補助金	行政地区などが行う防犯灯の設置費	●ＬＥＤ型防犯灯１灯（上限１万５千円） ●上記以外の防犯灯１灯（上限１万円）	事　前
自動車急発進防止装置整備費補助金	市内に住所を有し、居住している６５歳以上の方を対象に、自動車急発進防止装置の購入・設置費用の一部を補助	対象経費に２／３を乗じた額（上限１０万円）	事　前

問い合わせ先：交通対策課生活安全交通係（電話７２－６１２２）

2　交通事故相談について

交通事故に関するいろいろな悩み事について、専門の相談員が相談に応じます。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

〇開設日時・場所

毎月第２金曜日　１０：００から１５：００まで

市役所ふれあい会館２階会議室

問い合わせ先：交通対策課生活安全交通係（電話７２－６１２２）

3　消費生活相談について

メールやハガキなどによる架空請求や、頼んだ覚えのない商品を送りつけられ多額の費用を請求されるなど、各種消費者トラブルについて、専門の相談員が相談に応じます。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

〇開設日時・場所

毎月第１木曜日　１０：３０から１５：００まで

市役所ふれあい会館２階会議室

問い合わせ先：交通対策課生活安全交通係（電話７２－６１２２）

●福祉課

1　緊急通報事業の利用申請について

緊急通報事業の利用登録をされた方は、急病などの緊急時に告知放送機器の赤色の通知ボタンを押せば、あらかじめ指定された協力員へ音声放送とメール送信で緊急事態を知らせることができます。利用を希望される方は福祉課または各支局にある申請

書に記入して、協力員となる方の承諾書とともに提出してください。

〇利用対象者

●６５歳以上の高齢者

●身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者

〇協力員

協力員は、緊急を知らせた時に対応いただく近隣住民などのボランティアです。緊急通報が入ったときは、発信者の状況を確認してください。

問い合わせ先：福祉課社会福祉係（電話７２－６１２６）

２　敬老会補助金について

今年度中に７５歳以上となる方が対象で、敬老会を開催される場合は１人当たり１，５００円、コロナ感染拡大の防止により敬老会を開催せず記念品を配布するのみの場合は１人当たり５００円の補助金を交付します。ただし、地域運営組織が設立された地域は対象外となります。

なお、昨年度（隔年実施の場合は令和３年度）までに敬老事業を実施された団体の代表者には、補助金交付申請書類を４月下旬に送付します。

地域全体で高齢者をあたたかく支えるまちづくりを推進するためご活用ください。

問い合わせ先：福祉課社会福祉係（電話７２－６１２６）

３　避難行動要支援者の台帳登録について

災害時に自力避難が困難な方を把握し、災害発生時の避難支援活動や安否確認に役立てるため、避難行動要支援者の台帳を整備しています。

この台帳には、対象者の氏名、住所、生年月日、電話番号のほか、緊急時の連絡先や避難支援者、避難場所などを登録しています。

登録された情報は、市役所内の関係各課、民生委員、社会福祉協議会、消防署、警察署、自主防災組織などに必要に応じて提供します。

対象者の方でまだ登録をされていない場合は、登録をお願いします。

また、内容に変更が生じた際にはご連絡ください。

〇対象者

次の要件のいずれかに該当する市内に居住する在宅の方です。

●要介護認定３～５を受けている方

●身体障害者手帳１・２級の第１種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する方は除く）の方

●療育手帳Ａを所持する方

●精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する単身世帯の方

●県、市の生活支援を受けている難病患者の方

●自主防災組織等が支援の必要性を認めた方

問い合わせ先：福祉課社会福祉係（電話７２－６１２６）

４　民生委員･児童委員の活動について

民生委員･児童委員は、地域の身近な相談相手として、様々な相談に応じ、必要な支援やサービスへつなげるために、関係機関との「パイプ役」として活動しています。また、子どもや高齢者など地域の見守りや訪問活動を行い、地域の把握に努めていま

す。民生委員･児童委員のうち、子どもに関することは主任児童委員が主に担当しています。

高齢者や障害をお持ちの方で支援が必要なとき、子育てや介護での心配や不安、生活に困窮しているなど困ったことがあるときは、お住まいの地域の民生委員･児童委員、主任児童委員へご相談ください。また、地域の民生委員･児童委員、主任児童委員についてなど、ご不明な点はお問い合わせください。

なお、地域の独居高齢者・高齢者世帯の把握のため、毎年世帯の状況調査を行っていますのでご協力をよろしくお願いします。

問い合わせ先：福祉課生活支援係（電話７２－６１２６）

5　生活にお困りの方の相談について（生活困窮者自立支援制度）

生活や仕事に関することで困り事や不安を抱えている方の自立を支えるために、社会福祉協議会内にある新見市生活相談支援センターでは次の相談支援をしています。

〇自立相談支援事業

相談者の困り事や不安を聞き、相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、生活の安定に向けた継続的な相談支援を行います。

〇家計改善支援事業

家計（お金の使い方）に関する相談に応じ、相談者が適切な家計管理ができるように助言や支援を行います。

〇住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額（上限あり）を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

※一定の資産収入などに関する条件を満たしている方が対象です。

問い合わせ先：福祉課生活支援係（電話７２－６１２６）
社会福祉協議会（電話７２－７３０６）

●健康医療課

1　新型コロナワクチン接種について

ワクチン接種に関する相談や予約方法などは下記のコールセンターへご相談ください。

※受付時間：平日の８時３０分から１７時３０分まで
電話番号：０１２０－８６０－３７０（フリーダイヤル）

問い合わせ先：健康医療課コロナ対策係（電話７２－６１２９）

2　ＰＣＲ検査費用の助成について

新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図るとともに、市民の皆さんの不安を払拭するため、医療機関において自費でＰＣＲ検査（医療保険対象外）を受けた方に対し、ＰＣＲ検査費用を助成します。

〇助　成　額　検査費用の２／３以内（上限２万円）

〇助成回数　１人４回まで
〇助成期間　令和５年４月１日から令和５年５月７日まで
※簡易のＰＣＲ検査・抗原検査は助成の対象となりません。

問い合わせ先：健康医療課コロナ対策係（電話７２－６１２９）

3　愛育委員の活動について

愛育委員は、乳児から高齢者まで生涯にわたる市民の健康づくりをお手伝いするため、行政や地域の団体などと連携を図りながら活動しています。

今年度は、６月から８月に総合検診の受診勧奨、８月から９月に女性のがん検診の受診勧奨をします。

問い合わせ先：健康医療課親子保健係（電話７２－６１２９）

4　健康づくりガイドブックの配布について

成人検診の日程や料金等の詳細、成人・高齢者の予防接種などの健康情報を盛り込んだ冊子です。

市報にいみ５月号と併せて配布をお願いします。

問い合わせ先：健康医療課健康づくり係（電話７２－６１２９）

5　総合検診の受診について

総合検診には「健康診査」と「がん検診」があり、受診方法は各地区で行う「集団検診」と市内の各医療機関で行う「個別検診」があります。

健康診査を受診する際は、受診券と健康保険証が必要です（がん検診のみを受診する場合は不要）。

日程や料金など詳しくは、「健康づくりガイドブック」をご覧ください。

問い合わせ先：健康医療課健康づくり係（電話７２－６１２９）

6　にいみ２４時間安全安心相談ダイヤルについて

急な病気や自身の健康、家族の介護などについて、２４時間いつでも、どこにいても、医師、看護師、保健師などの専門スタッフに無料で電話相談できます。携帯電話に電話番号を登録し、旅先の急病時などにもご利用ください。

※電話番号　０１２０－３３７－０８９（無料）

問い合わせ先：健康医療課地域医療係（電話７２－６１３０）

●子育て支援課

1　子育て支援について

各種子育て支援事業を実施していますので、ご利用ください。

〇子育て広場

０歳児から小学校就学前までの子どもとその保護者が、無料で利用できる子育て広場を開設しています。保育士や他の親子と交流して自由に遊んだり、行事への参加や育児の相談もできますので、お気軽にお越しください。

名称	開設日時	場所	電話
にいみ子育てカレッジ 交流ひろば「にこたん」	火曜から土曜 １０：００～１６：００	新見公立大学内	７２－ ０６３４
大佐子育て広場	火・木曜 ９：００～１６：００	大佐子育て広場	９８－ ２５７２
ももっこ広場しんごう	火・金曜 ９：００～１６：００	神郷保健センター内	９２－ ６１１１
哲多子育て広場	月曜から金曜 ９：００～１６：００ ※水・金曜は保育士不在	哲多総合センター内	９６－ ２０１０
哲西子育て広場	月・水・金曜 １０：００～１５：００ 毎月１回土曜 １０：００～１２：００	きらめき広場･哲西内	９４－ ２１４３

※祝日・年末年始は休み

問い合わせ先：子育て支援課子育て支援係（電話７２－６１１５）

２　ファミリー・サポート・センターについて

育児の援助を受けたい方（依頼会員）と、育児を援助する保育サポーター（提供会員）が、有償で助け合うファミリー・サポート・センターをにいみ子育てカレッジ内に開設しています。

残業や休日出勤、急用や病気などの時にご利用ください。なお、依頼会員・提供会員ともに会員登録（無料）が必要です。

〇依頼会員（育児の援助を受けたい人）

新見市内に住所があり、生後６か月から小学生までの子どもを養育している人

〇援助の内容

- ●保育所、認定こども園などへの送迎
- ●保育所、認定こども園、小学校の終了後や休みのときの保育
- ●学校行事や冠婚葬祭に出かけるときの保育
- ●産前･産後で手助けが欲しいときの保育
- ●子育てを手伝って欲しいとき　など

〇利用料金

活動日	活動時間 （預ける時間）	利用料金基準額 （１時間あたり）	備考
月曜から金曜の平日	７：００～１９：００	７００円	料金は、依頼会員が提供会員にその都度、直接支払います。
	上記以外	８００円	
土・日曜、祝日	終　　日	８００円	

※依頼会員の子ども１人につき、１時間当たり５００円の利用助成金があります。
ただし、依頼会員の子ども１人につき、１月当たり４０時間が助成の上限です。

問い合わせ先：にいみ子育てカレッジ（電話７２－０６３４）
子育て支援課子育て支援係（電話７２－６１１５）

３　子育て親子交流事業補助金について

就学前後の親子が広く交流し、地域ぐるみで子育て支援活動を行う団体に対して、活動に係る経費を補助します。

〇対象

市内の子育て中の親子の団体（ただし、次の条件をすべて満たすもの）

①児童１０人以上で、３分の２以上が就学前児童であること

②一つの小学校区あたり一つの団体であること（ただし、一つの小学校区内で団体を結成することが困難な場合、複数の小学校区で団体を結成することも可能）

③会の規約を制定していること

〇補助対象基準額

上限１５万円（ただし、補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額と、補助対象基準額を比較して、少ない方）

問い合わせ先：子育て支援課子育て支援係（電話７２－６１１５）

４　家庭児童相談について

全ての子ども（０歳～１８歳）とその家庭および妊産婦を対象に、子どもに関するさまざまな相談に対して、専門的・継続的に相談・支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」を子育て支援課内に設置しています。

専門の相談員が、お話をうかがい、必要に応じて関係機関と連携し、それぞれの家庭にあったサポートを行います。

問い合わせ先：子ども家庭総合支援拠点（子育て支援課内・電話７２－６１１５）

産業部

●農業畜産振興課

1　お困りの農地について

農家の高齢化や後継者不足などにより遊休農地が増えることを防ぐため、担い手に農地を集積することで農地の有効利用や農業経営の効率化を図る「農地中間管理事業（都市計画区域を除く）」などの支援制度をご紹介し、地区の農業委員、農地利用最適化推進委員と連携を取りながら利用権設定などの手続をお手伝いします。

「農地を所有しているが高齢で農作業ができなくなった」、「農地を相続したが農業をする予定がない」などの悩みをお持ちの方は、ご相談ください。

併せて、農地の借り受けを希望される方もご相談ください。

〇農地を預ける場合の条件（所有者）

耕作可能な農地であること。

〇農地を借りる場合の条件（耕作者）

●農業経営の規模拡大を希望される方

●新たに農業を始めたい方

●利用権設定期間中、誠実に営農される方

問い合わせ先：農業畜産振興課農業畜産係（電話７２－６１３３）
農 業 委 員 会 事 務 局（電話７２－６１０６）

2　日本型直接支払交付金事業について

農業の多面的機能（自然環境・景観の保全など）の維持・発揮のための地域共同活動に対して支援を行います。次の交付金をご利用ください。

〇多面的機能支払交付金

水路・農道・法面など、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域共同作業（法面の草刈り、水路の泥上げなど）に対する交付金です。

〇中山間地域等直接支払交付金

傾斜の大きな農用地を維持・管理していくための活動などを行う場合、面積に応じて支払われる交付金です。

新たにこれらの交付金を活用した取組をご検討の地域で、説明会の開催を希望される場合は、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先：〇多面的機能支払交付金
農業畜産振興課耕地係　　（電話７２－６１３５）
〇中山間地域等直接支払交付金
農業畜産振興課鳥獣対策係（電話７２－６１３３）

3　鳥獣被害防止対策事業について

有害鳥獣から農作物を守るため、次の事業を実施しています。

〇有害鳥獣防護柵設置に対する補助

電気柵やトタンなどの有害鳥獣防護柵設置経費の半額（上限あり）を補助します。なお、申請前に事業着手された場合は、補助金が交付できませんので、必ず事前にご

相談ください。
〇有害鳥獣追払い用花火の配付について
　農作物鳥獣被害軽減のため、動物追払い用花火を年２回配付しています。対象者は煙火消費保安手帳を所持し、市内に農地を所有している農業者の方です。
〇集落研修会の開催について
　農作物の鳥獣被害を防止するためには、地域ぐるみで対策に取り組むことが効果的です。市では、地域に出向いて研修会を開催しています。鳥獣被害にあわないための地域づくりについて、研修をご希望の地域はお気軽にご相談ください。
問い合わせ先：農業畜産振興課鳥獣対策係（電話７２－６１３３）

4　親元就農助成金制度について

　本市に定着する新規就農者の積極的な確保に取り組み、深刻な担い手不足の解消と産地の維持・拡大につなげることを目的として、国や岡山県が主催する社会人就農研修等の研修費や交通費に対する支援を行っています。
　この制度は、親元へ就農し規模拡大を図るＵターン者等が対象です。
問い合わせ先：農業畜産振興課農業畜産係（電話７２－６１３３）

●農業委員会事務局

1　農地の移動について

　農地の権利移動、農地の目的以外の使用（転用）には農業委員会への届出、農地法に基づく許可を受ける必要があります。
　農地に関する移動については、事前に農業委員会事務局へご相談ください。
併せて、農地の貸し借りを希望される方もご相談ください。
問い合わせ先：農業委員会事務局（電話７２－６１０６）

●商工観光課

1　就職支援事業について

　市外居住者の市内事業所などへの就職や定着を促進するため、次の事業を実施しています。親族や知人の方などに、ぜひご紹介ください。
〇就職相談窓口の設置
　市内への就職をお考えの方や、将来、働き先があれば新見市に戻りたいと考えている方などを対象に、就職相談に応じる相談窓口を設置しています。
〇資格取得費支援補助金
　市内事業所に対して、業務上必要となる資格を取得するために負担した費用を助成します。
問い合わせ先：商工観光課商工労政係（電話７２－６１３７）

2　新見市オリジナルＩＣＯＣＡについて

　新見市オリジナルＩＣＯＣＡは、あらかじめ現金をチャージしてから市内の加盟店

でお支払いをすることで、に一みんポイントがたまっていくお得なカードです。ぜひご利用ください。

また、今後、様々な事業に、新見市オリジナルＩＣＯＣＡを活用していきます。

〇現金をチャージできる場所

●駅の自動券売機

●簡易チャージ機

設置場所：千屋郵便局、刑部郵便局、万歳郵便局、野馳郵便局、井倉郵便局、豊永郵便局、にいみプラザ、フレスタ新見店、まるだい中町店、ジュンテンド一新見店

●セブン銀行ＡＴＭ

●各種コンビニ

問い合わせ先：商工観光課商工労政係（電話７２－６１３７）

建設部

●建設課

1　道路愛護会について

　地域の方々が道路愛護会を結成して道路の維持保全のために活動し、その活動を市に報告いただいた場合は、下記のとおり報償金を支給します。

〇道路愛護会の主な活動

　草刈り・側溝清掃などの環境美化活動、維持補修、崩壊箇所の報告、緊急時（災害発生時等）の応急措置など

〇報償金額（草刈り・側溝清掃などの環境美化活動を行った場合に限り支給）

●実施延長１００ｍ当たり１，０００円（ただし年２回まで）

●ボランティア保険料（１人当たり年間３５０円を上限）

〇報告方法

　市が定めた実施報告書に、位置図、作業写真（路線ごとに作業前・中・後の計３枚程度）を添付して、活動後２週間以内に提出してください。

　なお、作業を行うときにボランティア保険に加入したときは、加入した保険の内容を確認できる書類を併せて添付してください。

〇注意点

　年２回作業する場合は、必ず１回作業するごとに報告してください。作業実施後、時間が経過すると、実施の確認が困難となり、報償金を支給できない場合があります。

問い合わせ先：建設課維持管理係（電話７２－６１３１）

●上水道課

1　水道料金の改定について

　令和５年４月使用分（５月請求）から水道料金が改定になります。

　旧簡易水道区域（豊永・草間台・足立・千屋・松谷・熊野・上熊谷・千原・井倉・坂本・菅生及び大佐・神郷・哲多・哲西支局管内の各配水区）の料金体系が旧上水道区域の料金体系に統一されます。

〇水道料金算定方法

口径	基本水量	基本料金（円）	超過料金
１３	１０㎥	１，５４０	基準水量を超える水量から適用１㎥につき２２０円
２０		１，６５０	
２５	２５㎥	３，８７２	
３０		４，０１５	
４０	４５㎥	７，７００	
５０		９，４６０	
７５		１０，０１０	
１００		１０，５６０	

お問い合わせ先：上水道課管理係（新見・神郷管内　電話７２－８９７１）

大佐支局地域振興課産業建設係（大佐管内　電話９８－２１１２）
哲多支局地域振興課産業建設係（哲多管内　電話９６－２１１２）
哲西支局地域振興課産業建設係（哲西管内　電話９４－２１１２）

２　上下水道料金などのコンビニ納付・スマホ決済について

令和５年４月から、上下水道料金の納付がコンビニやスマホでできるようになりました。利用できるコンビニ、スマホ決済のアプリ等の詳細については、出納室のお知らせのページ（Ｐ３８）をご覧ください。

また、これまでどおり市役所（各支局・市民センター）や金融機関の窓口でも納付できます。今後とも期限内納付にご協力をお願いします。

お問い合わせ先：上水道課管理係（電話７２－８９７１）

３　消火栓の使用について

自治会・消防団などの消火訓練において、水道を水利とした消火栓を使用する場合は、届出が必要です。事前に上水道課へ「消火栓使用願」の提出をお願いします。

届出をしないで消火栓を使用した場合、水道水の濁りや水圧低下など、原因調査に時間を要し、多くの方々にご迷惑をおかけする恐れがありますので、ご協力をお願いします。

お問い合わせ先：上水道課管理係（電話７２－８９７１）

４　漏水の修理について

給水管の老朽化などが原因で、水道メーターから宅内側での水道管が漏水したときは、市指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。水道メーターから宅内側での漏水は、宅内の全ての水栓を閉めていても、水道メーターのパイロット（銀色のコマ）が回転する状態です。なお、修理費用は、利用者の負担となります。

また、その他の漏水は、上水道課または各支局にご連絡ください。

お問い合わせ先：上水道課管理係（新見・神郷管内　電話７２－８９７１）
大佐支局地域振興課産業建設係（大佐管内　電話９８－２１１２）
哲多支局地域振興課産業建設係（哲多管内　電話９６－２１１２）
哲西支局地域振興課産業建設係（哲西管内　電話９４－２１１２）

５　水道の使用開始・休止の電子申請について

水道の使用開始・休止申請が電子申請でできるようになりました。

電子申請を希望される方は、「新見市ホームページ」「くらしのガイド」「水道の使用開始・休止申請について」から申請をしてください。

お問い合わせ先：上水道課管理係（電話７２－８９７１）

●下水道課

１　下水道使用料の改定について

令和５年４月使用分（５月請求）から下水道使用料が改定になります。

〇公共下水道区域（都市計画区域内、上市横見、高尾中組の一部）

●基本料金と超過料金を、それぞれ２０％引き上げます。

〇公共下水道区域以外（特定環境保全公共下水道、農業集落排水、浄化槽、小規模集合排水）

●使用料の算定方法を、水道使用量から算出する従量制に統一します。

●基本料金と超過料金を、それぞれ２０％引き上げます。

【公共下水道区域（都市計画区域内、上市横見、高尾中組の一部）】

旧使用料金　（１ヵ月・税込）

区分	基本水量	基本料金	超過料金	
一般汚水	１０㎥	１，３２０円	１０㎥を超え３０㎥まで１㎥につき	１４３円
			３０㎥を超えるもの１㎥につき	１６５円

【公共下水道区域以外（特定環境保全公共下水道、農業集落排水、浄化槽、小規模集合排水）】

旧使用料金　（１ヵ月・税込）

区分		基本使用料		従量使用料
一般家庭	均等割	１世帯につき	１，６５０円	
	人数割	１人つき	５５０円	
事　業　所		１事業所につき	３，３００円	水道使用水量１㎥につき １３２円
公共施設		１施設につき	１，６５０円	
集会施設		１施設につき	５５０円	
浄　化　槽		１１～１５人槽	３，７４０円	水道使用水量１㎥につき １３２円 または人数割（１人につき） ５５０円
		１６～２０人槽	４，４００円	

新使用料金（４月使用分から）　（１ヵ月・税込）

基本水量	基本料金	超過料金	
１０㎥	１，５８４円	１０㎥を超え３０㎥まで１㎥につき	１７６円
		３０㎥を超えるもの１㎥につき	１９８円

【市が管理する水道水以外をご利用の場合（認定水量での算定）】

新使用料金（４月使用分から）　（１ヵ月・税込）

算定方法	世帯人数	認定水量	下水道使用料
３人目まで１人につき７㎥	１人	７㎥	１，５８４円
	２人	１４㎥	２，２８８円
	３人	２１㎥	３，５２０円

４人目から１人につき３㎥で算定した水量	４人	２４㎥	４，０４８円
	５人	２７㎥	４，５７６円
	６人	３０㎥	５，１０４円
	７人	３３㎥	５，６９８円

※施設などへの入所により、住民基本台帳に記載された住所で生活していない長期不在者について、届出により認定された場合は、算定の人数から減員することができます。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先：下水道課管理係（新見・神郷・哲多管内　電話７２－６１３８）
大佐支局地域振興課産業建設係（大佐管内　電話９８－２１１３）
哲西支局地域振興課産業建設係（哲西管内　電話９４－２１１３）

２　上下水道料金などのコンビニ納付・スマホ決済について

令和５年４月から、上下水道料金の納付がコンビニやスマホでできるようになりました。利用できるコンビニ、スマホ決済のアプリ等の詳細については、出納室のお知らせのページ（Ｐ３８）をご覧ください。

また、これまでどおり市役所（各支局・市民センター）や金融機関の窓口でも納付できます。今後とも期限内納付にご協力をお願いします。

問い合わせ先：下水道課管理係（電話７２－６１３８）

３　下水道への接続について

汚水適正処理構想により、公共下水道事業、農業集落排水事業などの地域に応じた集合処理事業に取り組んでいます。また、集合処理計画区域以外の地域では、合併処理浄化槽の設置を進めています。

昨年度末で、約９，２００世帯のご家庭が水洗トイレへの改造や宅内排水設備の工事を行って下水道や浄化槽への接続を済まされ、家庭内の雑排水の処理に利用されています。

まだ下水道に接続されていないご家庭は、衛生的な環境をつくるため、また、河川の水質を保全するためにも、一日も早く接続いただきますようお願いします。

問い合わせ先：下水道課管理係（新見・神郷・哲多管内　電話７２－６１３８）
大佐支局地域振興課産業建設係（大佐管内　電話９８－２１１３）
哲西支局地域振興課産業建設係（哲西管内　電話９４－２１１３）

教育部

●生涯学習課

1　学校支援ボランティアについて

「地域の子どもは地域で育てる」ことを目的に、地域の皆さんに子どもたちの学習補助や登下校の見守りなどをする「学校支援ボランティア」をお願いしています。

地域学校協働活動のより一層の充実のため、地域の皆さんの積極的なご協力をお願いします。詳しくは、各学校へお問い合わせください。

問い合わせ先：生涯学習課生涯学習係（電話７２－６１４７）

2　新見文化交流館の予約について

新見文化交流館のホール等の予約は、株式会社吉備ケーブルテレビ（７２－６２００）に直接お申し込みください。

問い合わせ先：生涯学習課文化スポーツ係（電話７２－６１４８）

3　新見美術館の展覧会について

新見美術館（電話７２－７８５１）では、下記の展覧会を開催しますので、ご鑑賞ください。詳しい内容は、随時、市報にいみなどでお知らせします。

開催期間	内　容
４月２２日（土）から ６月２５日（日）まで	あの感動をふたたび！高橋まゆみ創作人形の世界展
７月　１日（土）から ８月２７日（日）まで	宮西達也の世界　ミラクルワールド絵本展
９月　１日（金）から １０月　９日（月）まで	大村雪乃　シールアート展
１０月１４日（金）から １２月１０日（日）まで	小田野尚之　記憶と夢とノスタルジア
１２月１５日（金）から ４月　７日（日）まで	新収蔵品展（仮称）

問い合わせ先：生涯学習課文化スポーツ係（電話７２－６１４８）

4　各種スポーツ大会の開催予定について

下記の予定で新見市を会場に各種スポーツ大会が開催されます。詳しい内容は、随時、市報にいみなどでお知らせします。

開催期間	内　容
６月　３日（土）から ６月　４日（日）まで	日本男子ソフトボールリーグ
７月２２日（土）から ７月２３日（日）まで	はつらつママさんバレーボール
８月　６日（日）	四県四郡市総合体育大会

９月２９日（金）から １０月　１日（日）まで	日本女子ソフトボールリーグ
１０月１５日（日）	新見市民スポーツフェスタ
１１月１９日（日）	新見市駅伝競走大会
１月１４日（日）	新春ロードレース大会

問い合わせ先：生涯学習課文化スポーツ係（電話７２－６１４８）

消防本部

●総務課

1　消火栓用消火器具の整備に対する補助金について

自衛消防組織体等が消火栓用消火器具を購入する場合、下記の補助金をご活用ください。なお、事前に申請が必要となりますので、必ず購入前にご相談ください。

〇補助金名

消防施設及び器具整備費補助金

〇補助金額

購入費の１／２以内の額（１消火栓につき下記の限度額。ホースの数は１消火栓につき３本以内、他の器具はそれぞれ１本（個）とする。）

消火栓用 消火器具	内径呼称６５㎜ の限度額	内径呼称５０㎜ の限度額	内径呼称４０㎜ の限度額	備考
ホース	１３，５００円	１０，５００円	７，５００円	１本につき
スタンドパイプ	４，５００円			
筒先（ノズル）	４，０００円	３，０００円	２，０００円	
開閉キー	１，５００円	１，５００円	１，５００円	
器具格納箱	９，０００円	９，０００円	９，０００円	
減圧アダプター	７，０００円	６，０００円		

問い合わせ先：消防本部総務課消防団係（電話７２－２８１３）

2　消防団員の募集について

〇消防団員

消防団員の処遇改善、装備品の充実、施設整備などにより、消防団への入団促進を図っています。地域防災の要である消防団の充実強化のために、男女を問わず新規入団をお願いします。

なお、消防団員の処遇については、年報酬、出動報酬、費用弁償、退職報償金、公務災害補償などがあり、安全靴、耐切創手袋、活動服などが貸与されます。

〇一般機能別団員

一般機能別団員とは、昼間の火災発生時の初期消火活動や、消防団が行う式典でのラッパ隊などを主な任務とする団員です。元消防団員、または元消防職員で、６０歳から７０歳までの間で、最長４年１１箇月の任期となります。

なお、消防団員とは一部異なりますが、年報酬、公務災害補償などがあり、活動服などが貸与されます。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先：消防本部総務課消防団係（電話７２－２８１３）

●予防課

1　火災予防について

近年、３月から６月に草焼きやゴミ焼きなどの野外焼却による火災が多く発生して

います。
　野外焼却は、原則、法律で禁止されています。例外として認められている、やむを得ず行う畦焼きや刈り取った草を焼却するときは、次のことを守り火災を起こさないよう注意してください。
〇消防署に届け出をする。（電話でも受け付けています）
〇風が強い日や、空気が乾燥している日は避ける。
〇一度に多量の焼却をしない。
〇消火用の水などを用意し、その場を離れない。
〇水などで確実に消火し、後で再確認する。
　なお、家庭から出るゴミの焼却は法律で禁止されており、火災の原因となることもありますので、絶対に行わないでください。

問い合わせ先：消防本部予防課（電話７２－２１１９）

２　住宅用火災警報器の設置について

　全ての住宅（共同住宅を含む）には煙を感知し、火災を知らせる住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。
　見た目には異常がなくても、内部のセンサーや部品の消耗・劣化により、本体の寿命は１０年とされています。電池の寿命もおおむね１０年ですので、設置から１０年経過を目安に本体の交換をお願いします。
　また、住宅用火災警報器が適切に作動するか、ボタンを押したり、ひもを引くなどして定期的に点検してください。
　なお、住宅用火災警報器の訪問調査を順次行っていますので、ご協力をお願いします。
※消防署は住宅用火災警報器や消火器の販売は行っていません。

問い合わせ先：消防本部予防課（電話７２－２１１９）

３　消毒用アルコールの取扱いについて

　新型コロナウイルス感染症の影響により、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。
　消毒用アルコールを使用するときは、次のことに注意してください。
〇火気の近くでは使用しない。
〇詰め替えを行う場所では換気をする。
〇直射日光が当たる場所での保管は避ける。
　取扱いを誤ると火災を引き起こすおそれがあるため、安全に取り扱ってください。

問い合わせ先：消防本部予防課（電話７２－２１１９）

●警防課

１　火災・救急について

　昨年の火災件数は１８件で令和３年に比べ１件増加しています。内訳は建物火災４件、林野火災５件、車両火災４件、その他の火災５件です。（その他の火災とは、休耕田や道路法面の火災などです。）

次に、昨年の救急件数は１，６０９件で令和３年に比べ８６件増加しています。種別ごとに多いものは、急病が９５０件、転院搬送が２７３件、一般負傷が２５５件となっています。

救急車は、病気やケガなどで緊急に病院へ傷病者を搬送するためのものです。救急車が本当に必要な方のために、今後も引き続き救急車の適正利用にご理解とご協力をよろしくお願いします。

問い合わせ先：消防本部警防課（電話７２－８１１９）

２　救急講習について

市民の方を対象に救急講習を行っています。昨年は、ＡＥＤや胸骨圧迫を学ぶ一般講習を１，４４１人、心肺蘇生法やＡＥＤ、止血法などを学ぶ普通救命講習を３４４人、普通救命講習と小児・乳児の心肺蘇生、応急手当、搬送方法などを学ぶ上級救命講習を８人が受講しました。

今年度も随時講習を受け付けますが、１回の受講者数を１０名以上とさせていただきます。なお、少人数の場合は年２回開催予定の公募型普通救命講習への参加をお願いします。公募型の普通救命講習については、６月と１０月に開催を予定しています。また、普通救命講習を受講された方には、さらに幅広い応急手当を学んでいただくための上級救命講習も開催する予定ですので、多くの方の受講をお願いします。

問い合わせ先：新見市消防署（電話７２－２８１０）

３　警防調査について

新見市消防署では、地理・水利などの調査・点検を目的として、消防車や救急車を使用して警防調査を実施しています。この調査の際には、赤色灯を点灯していませんので、緊急対応とお間違えのないようお願いします。

問い合わせ先：新見市消防署（電話７２－２８１０）

出納室

1　市税・上下水道料金などのコンビニ納付・スマホ決済の開始について

令和５年４月から、コンビニエンスストア（コンビニ）やスマートフォン（スマホ）等の電子機器による決済サービスを利用して、市税や上下水道料金などを納付できるようになりました。

また、これまでどおり市役所・支局・市民センター・金融機関の各窓口でも納付できます。

〇コンビニ納付　　バーコードが印字されている納付書で、期別と納期限を確認して現金で納付してください。（クレジットカードは使えません。）

〇スマホ決済　　スマホ等のキャッシュレス決済アプリから、納付書に印字されたバーコードを読み取ることで、自宅などから納付できます。

利用できる税金･料金	●市民税・県民税（普通徴収）　●軽自動車税（種別割） ●固定資産税・都市計画税　●国民健康保険税 ●後期高齢者医療保険料　●介護保険料 ●認定こども園預かり保育負担金　●保育所保育料 ●老人ホーム負担金　●ごみ収集手数料 ●市営住宅使用料　●上下水道料金
利用できるコンビニ	セブン－イレブン、ローソン、ポプラグループ、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ミニストップなどのコンビニ フレスタ、ウエルシア、イオン、マルナカなどのＭＭＫ設置店
利用できるアプリ	ａｕ ＰＡＹ、ＬＩＮＥ Ｐａｙ、ＰａｙＢ、ＰａｙＰａｙ、ファミペイ、楽天銀行アプリ
利用できない納付書	●納付書にバーコードが印字されていないもの ●納付書１枚あたりの金額が３０万円を超えているもの ●納付書の金額を訂正したもの ●汚れなどによりバーコードが読み取れないもの ●納期限を過ぎたもの ※令和４年度までの納付書には、バーコードが印字されていません。

問い合わせ先：出納室（電話７２－６１４１）または各担当課